

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 社会資本整備総合交付金（流域下水道）事業に伴う下水汚泥の肥料化検討業務

(2) 箇所名

犀川安曇野下水道事務所 安曇野市豊科田沢 安曇野終末処理場

(3) 業務の目的

本業務は、当処理場で発生する下水汚泥の肥料化を検討するため、下水汚泥肥料化の先行事例の収集と分析、肥料の流通・利活用における現状分析やニーズの把握、肥料化検討における課題整理、汚泥肥料の実需要見込みと市場性を総合的に検討し、肥料利活用のニーズに合った事業内容の提案を目的とする。

(4) 業務概要

下水汚泥の肥料化検討業務 一式

(5) 業務内容

ア 設計計画

業務の目的・主旨、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、業務の実施方針、実施体制、及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

イ 基本事項の整理

(ア) 現況及び将来汚泥量などの整理

現状の、汚泥処理量及び汚泥性状、汚泥処理の状況を既存資料から整理する。

将来の下水汚泥発生量見込みは、下水道計画から下水汚泥バイオマス利活用手法の導入が想定される年度やストックマネジメント計画等を踏まえて整理する

(イ) 用地条件の整理

現事業計画における将来施設の配置方針に基づき、下水汚泥バイオマス利活用施設の配置候補地について整理する。

(ウ) 下水汚泥バイオマス利活用技術の整理

下水汚泥バイオマス利活用技術の概要をまとめ、特に下水汚泥肥料としての技術について整理する

## ウ 利用先に関する基礎調査

受注者は、下水汚泥肥料の利用先に関する基礎調査及び検討を行う

(ア) 下水汚泥肥料の利活用に対する他都市事例の収集及び国動きの整理

(イ) 下水汚泥肥料等の性状と製造量の検討

現状の汚泥性状及び将来汚泥発生量から、下水汚泥肥料の製品性状及び将来の製品製造量を検討する。消化汚泥・脱水ろ液からのリン回収製品については、リン回収による回収可能量を検討する。

(ウ) ヒアリング等による需要量の調査

農業関連団体他に対して、下水汚泥肥料及びリン回収製品のニーズや利用可能量について調査を行う。併せて、利用促進を図る手法の検討を行う。

ヒアリング等の結果を基に、実需要量を整理し、製造量との需給バランスについて検討を行う

(エ) 下水汚泥の肥料化試験

基礎調査の結果を踏まえ、下水汚泥肥料の試作物を複数案に絞り込み、各試作物について、肥効成分の試験および植害試験等を行う。

## エ 課題の整理

基礎調査結果に基づき、当処理場における下水汚泥肥料の製造及び利用における課題を整理するとともに、その対応案を作成する

## オ 下水汚泥肥料の利活用手法の比較検討

下水汚泥肥料を製造する手法について複数ケースを設定し、市場性等の検討結果を踏まえた下水汚泥肥料の形態及び肥料製造量に対して肥料化の最適効果案を選定する。併せて他の汚泥処理及び現状の処理である脱水汚泥の外部搬出を行った場合の比較検討を行う。主な検討項目は以下のとおり

(ア) 市場性の検討

ニーズに合わせた実需要量と製造量の需給バランスにより市場性を検討する

(イ) 経済性の検討

建設費及び維持管理費を含むライフサイクルコストの比較を行う

(ウ) 環境性の検討

処理に必要な電力及び燃料の消費エネルギー量、各処理において排出される温室効果ガス排出量を算定し、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量にて環境性の比較を行う。また、施肥等に係る下水道事業外の効果についても考慮する

(エ) 総合評価

以上の比較結果から、下水汚泥肥料の利活用について総合的に評価を行い、最適案の選定を行う

## カ 下水汚泥の肥料化に向けた基礎資料の作成

### (7) 法制度の確認

下水汚泥肥料の製造及び流通に関連する法制度を整理する

### (イ) 適用可能な助成制度の整理

下水汚泥肥料の製造及び流通を行うにあたり、適用可能な助成制度を整理する。国土交通省に加え、関連する他省庁の制度も整理する

### (ウ) 事業化手法案の整理

PPP/PFI や公設公営等の事業化手法について整理を行い、当処理場において下水汚泥の肥料化を行う場合に適した事業化手法(案)を検討する

### (エ) 事業スケジュール案の作成

上記(ウ)において検討した事業化手法で事業を行う場合について、将来計画の加味した事業スケジュール案を作成する

## キ 検討委員会の資料作成及び開催補助

検討委員会で求められる下水汚泥肥料の利活用手法に関して検討を行い、検討委員会資料を作成する。また、検討委員会の開催補助を行う。なお、委員は有識者2名、及び行政関係者4名程度とし、委員会は3回の開催を予定している

## ク 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成する。報告書の作成にあたって、仕様書に定められた調査・検討項目に対応させて、その検討過程と共にとりまとめる。また、概要版についても作成する。

なお、中間報告書として、業務内容の1)業務計画～4)課題の整理までをとりまとめ令和7年3月に提出する。中間報告の概要版についても作成する

## (6) 技術提案を求める具体的内容

ア 肥料の流通・利活用における現状分析や汚泥肥料化の課題整理手法とその留意点について

イ 汚泥肥料の実需要見込みや市場性の検討手法とその留意点について

ウ 現実的かつ実効性の高い事業化の検討手法（検討実施フロー、工程計画）とその留意点について

## (7) 履行期限 契約日の翌日から約450日間

## (8) 業務実施上の要件

ア 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。

イ 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。

ウ 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。

エ 業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。

## (9) 成果品

中間報告と最終成果それぞれ

- ア 電子媒体 2部
  - イ 紙媒体 2部
- (10) 業務予算額 概ね 28,600 千円 (税込)

## 2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（下水道）を有していること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づき建設コンサルタント（下水道）登録を受けていること。
- (3) 掲示日時点で所属技術者が 3 名以上いること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 同種業務の実績を有すること。  
下水汚泥堆肥化計画業務（施設設計含む）の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 21 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに完了した業務が該当します。
- (12) 当該業務の実施体制
  - ア 配置予定管理技術者は、技術士 上下水道部門（下水道）又は 衛生工学部門（廃棄物・資源循環）の資格を有していること。
  - イ 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士 上下水道部門（下水道）又は 衛生工学部門（廃棄物・資源循環）の資格を有していること。
  - ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又

は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、(ア)については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（１）から（16）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式 様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式 様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

(ア) 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

(イ) 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

(ウ) 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

ウ 同種業務の実績

(ア) 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

(イ) 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。

(ウ) 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

(ア) 配置予定の技術者について記載すること。

(イ) 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況は登録通知、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒399-8203 長野県安曇野市豊科田沢 6709  
長野県環境部犀川安曇野流域下水道事務所  
(担当) 丹下  
電話 0263-73-6571  
ファクス 0263-73-6572  
メール azuminoryuiki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年5月15日(水)  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- イ 提出場所 3(4)に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(17)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。ただし、参加表明書の提出期限までに様式2号及び様式3号(添付資料を含む)の提出がない場合は技術提案書の提出者に選定しません。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野 の技術職員の在籍状況	・有資格職員はいるか
3 同種業務実績 (会社)	・同種業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の 実績はあるか
4 配置予定技術者	・配置予定技術者の予定	・必要な資格を有しているか。 技術士 上下水道部門(下水道) 又は衛生工学部門(廃棄物・資 源循環)
5 再委託又は技術 協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委 託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務内容は 適正か(最先端の技術であるな ど、技術協力を求めることに妥 当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は 適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、犀川安曇野流域下水道事務所長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、犀川安曇野流域下水道事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

（ウ）受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ）回答方法 原則としてFAXによる。

（8）その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

#### 4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1）技術提案書の作成様式 様式7号による。

（2）技術資料の作成様式 様式8号による。

（3）技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

（ア）主な業務経歴は掲示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。（平成21年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）

（イ）プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

（ウ）他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

（ア）必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

（イ）費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格については資格証、同種業務の実績については、契約書、テクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3 (4) に同じ。
- イ 受付期間 掲示の日から令和6年5月21日(火)まで。  
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。
- エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和6年5月27日(月))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年5月31日(金)  
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
- イ 提出場所 3 (4) に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とします。  
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。
- オ その他 提出期限までに様式7号及び様式8号(添付書類を含む)の提出がない場合、技術提案は無効とします。提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料の提出は認めません。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和6年6月12日(水)(変更の場合があります。)
- イ 場 所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)
- ウ 時 間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)
- エ その他 パソコン、プロジェクター等の資料、持ち込みは認めません。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等 (25点)	管理技術者 (12点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (上下水道-下水道 又は 衛生工学-廃棄物・資源循環) ②技術士 上下水道部門(下水道) 又は 衛生工学部門(廃棄物・資源循環)

	同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者として従事した実績	
	手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 総合技術監理部門 (上下水道-下水道 又は 衛生工学-廃棄物・資源循環) ②技術士 上下水道部門(下水道) 又は 衛生工学部門(廃棄物・資源循環)
		同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者、照査技術者のいずれかとして従事した実績
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか ①技術士 上下水道部門(下水道) 又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環) ②認定技術管理者 下水道部門 RCCM 下水道部門
		同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか 管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかとして従事した実績
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
費用 (5点)	費用の妥当性	・当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか	
技術提案の内容 (55点)	技術提案の的確性 (15点)	・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか。	
	提案された技術内容を的確性・実現性の視点で評価する (40点)	・的確性、実現性に優れた提案内容であるか	
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか	
費用と技術提案の整合性 (5点)	採用すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか。	
評価点の合計結果 (100点)			

注1) 配置予定の技術者数は、複数配置(3名まで)する場合であっても、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分かるように記載すること。

#### (8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、犀川安曇野流域下水道事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

#### (9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、犀川安曇野流域下水道事務所から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、犀川安曇野流域下水道事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

（ウ）受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ）回答方法 原則としてFAXによる。

#### (10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。